

印鑑登録に関するQ A

Q 1 実印とは何ですか。

A 1 実印とは市町村で印鑑登録した印鑑のことです。

Q 2 登録できない印鑑はどのようなものですか。

A 2 次のものが登録できない印鑑です。

- ・ ゴム印その他変形しやすい印鑑
- ・ 印影が小さすぎるもの（印影が一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの）
- ・ 印影が大きすぎるもの（印影が一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの）
- ・ 印鑑が破損していたり、変形しているなど印鑑を鮮明に表しにくいもの
- ・ 氏名以外の事項を表したり、飾りがある印鑑
- ・ 逆さ彫りの印鑑
- ・ その他印鑑に彫ってある字の組み合わせなどにより登録できない場合があります。

Q 3 名だけの印鑑でも登録できますか。

A 3 名だけの印鑑でも登録できます。

Q 4 登録している印鑑が分からなくなったので、教えていただけますか。

A 4 登録印鑑をお教えすることはできませんので、印鑑登録証明書を取得して確認してください。

Q 5 結婚して姓が変わりました。印鑑登録はどうなりますか。

A 5 姓が変わっても、名だけの印鑑を登録されている場合は、変更の必要はありません。ただし、結婚後も糸魚川市に住所を置く場合に限りです。

氏名又は氏の印鑑で登録されていた場合は、自動的に無効となりますので、氏名が変更となった新しい印鑑で登録してください。

Q 6 印鑑登録証明書の有効期限は。

A 6 一般的には印鑑登録証明書の有効期限は、3か月又は6か月といわれていますが、これは書類の提出先が決めているもので、各自治体（市町村）が設定するものでありません。

印鑑登録証明書の提出先に有効期限を確認ください。

Q 7 印鑑登録証が誰のものか分からなくなりました。

A 7 印鑑登録証の番号や登録している人の個人情報を電話でお答えすることはできません。

印鑑登録証明書を取得して確認してください。

Q 8 印鑑登録証をなくしてしまいました。

A 8 窓口で亡失の届出をすると、その印鑑登録証は使えなくなります。

印鑑登録証明書が必要な場合は、新たに印鑑登録してください。

Q 9 印鑑の登録申請を行って、直ぐに印鑑登録証明書を発行してもらえますか。

A 9 印鑑の登録申請後20分程お待ちいただければ、印鑑登録証明書を発行できます。

Q10 住所が変わりました（転出、転居）。印鑑登録はどうなりますか。

A10 糸魚川市内で住所が変わり、転居届をされた場合は、印鑑証明書の住所も自動的に変更となりますので、お持ちの印鑑証明証はそのまま継続してお使いいただけます。

糸魚川市以外へ引っ越し、転出届をされた場合は、転出予定日で印鑑登録証は自動的に無効となりますので、新しい住所地の市町村で印鑑登録を行ってください。

Q11 本人が病気等で市役所に行けません。代理人でも印鑑登録ができますか。

A11 代理で印鑑登録することは可能です。

詳しくは「代理人による印鑑登録の手続」をご覧ください。